労働基準監督署長 殿

8

ヌ

印の欄は記入しないでください。

6

3

様式第8号(表面)

労働者災害補償保険

等の受給関係 厚生年金保険

有

無

有の場合で

いずれかの

事業で特別 加入してい

る場合の特 別加入状況 (ただし表 面の事業を

含まない)

所 轄

39その他就業先の有無

(ただし表面の事業場を含まない)

労働保険事務組合又は

年

特別加入団体の名称

加入年月日

給付基礎日額

労働保険番号 (特別加入

有の場合のその数

年 金 事 務 所

社

日

円

意] [注

② 労働者の職種 ③負傷又は発病の						時刻			劉平均賃金(算定内訳別紙1のとおり)						三		=			
				午後	B	寺 :	分頃				円			銭	場つ負別合い傷紙	いに	金るけの額た	養別等紙	該所負定	
35所に	官労働時間	午後	時	分から午 ^前	 時	分	まで		木業補償給 川支給金額				給 与 書のとま		にて又2限のなな、	この質	対平均の	(の1) た(1) は、 (1) は、 (1	傷した	
⑦ 災等	害の原因、発生 生当日の就労・	状況及び	どのような	こうな場所で は不安全な又 E日が同じ場 聞に記入する	は有害な状	態があっ	って(お)	どの.	ような災害	₹が発生	こしたカ	コ(カコ)(7)と初	診日	場合に限り添付してください。「関紙2は、②欄の「賃金を受けなかった日」のうちに業務上等の「別紙2は、②欄の「賃金を受けなかった日」のうちに業務上等の「別紙2は、②欄の「賃金を受けなかった日」のうちに業務上等の	発定方法による平	を引紙1②欄には質金の額を超える質金の額を算定基礎が	のに休業した期間へは、平均賃金	に日を除いて記載で間後に負傷した	
															いため所定労働が大めが大めが大めが大めが大めが大が大き	-均賃金に相当	記載してくだる場合に記載	があり、その算定基礎期	製してください 場合には、®	
															又払われた休眠 働時間のうちる	ヨする額を記	ない。この9戦し、控除す	の期間及びそ期間中に業務が	い。 3 及び 3 欄に	
															暇が含まれるに業務上等の	載してくださ	場合は、劉欄る期間及び賃金に相当す	で期間中に受外の傷病の瘠	ついては、当	
															(≢)	(≓)(五、清		四、場	
	(イ) 基礎	年金番	号		(口)被保[) 険者資材	各の取	得年月日			年	月	日	事業主の	頁 ⑦ (? c) fi (1) fi (人		場合に、その別紙3は、	
38)		年	金	の 種	類	厚生			法の法の	イロハニ	障害厚障害 障害	年 生年 年 年 4	È		証明質	フ ② シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ		を忝付してください。 業先ごとに注意二及び三の	の他就業の	
等の受給関係	(ハ) 当該傷病に	障	害	 等	級	船員			法の		障害			級	は受ける必要はあれます。	添けしてく 郷及び劉欄	その者の給付基礎日本人)が災害発生事業場	ひ三の規	先ごとに記載してくださ「その他就業先の有無」	
	関して支給される年金	支	給され	る年金の	額									円	なはあり	が欄のす	金 日 平 業場	規定に従	記載し	
	の種類等			となった年			年	Ē	月		B T				る必要はありません。	: 事項を	観を記 記	って記	てくだの有無	
		等の	5年 金 証 書	B及び厚生生 Bの年金コ	- 🍍										ん。	証	載加	載	さご	

なります。

別紙3は、⑬欄の「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた 先ごとに記載してください。その際、その他就 5三の規定に従って記載した別紙1及び別紙2

添付してください。 協及び③欄の事項を証明することができる書 の給付基礎日額を記載してください。 害発生事業場で特別加入者であるときは、

(三)

別紙1(平均賃金算定内訳)は付する必要はありませ

(쩓()

その請求(申請)が離職後である場合(療養のために労

八 ť

+

その他二以上の事業の業務を要因とすることが明らか疾病に係る請求の場合、脳・心臓疾患、精神障害及び

な疾病以外は、休業補償給付のみで請求されることと

九

とみなされます。

③「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複

給決定がなされた場合、遡って請求されなかったもの

請求はないものとして取り扱います。数就業していない場合は、複数事業労働者休業給付の

欄は記載する必要はありません。 りません。

休業特別支給金の支給の申請のみを行う場合には、 38

複数事業労働者休業給付の請求は、休業補償給付の支

場合を除く。)には、事業主の証明は受ける必要はあ 働できなかった期間の全部又は一部が離職前にある

氏 名 電 話 番 号 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 社会保険 務 労 士) 記 載 欄

- ①、⑩、⑳、㉓及び⑪欄については、前回の請求又は申六、第二回目以後の請求(申請)の場合には、
- ②欄から③欄まで及び③欄は記載する必要はありませ 請後の分について記載してください。